

第一九回

参第一五号

建設業法の一部を改正する法律（案）

建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十二条第二項及び第三項」を「第二十条の二、第二十二条第二項及び第三項」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

（公共工事の競争入札）

第二十条の二 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第一項に規定する公共工事の注文者が公共工事の請負契約をなす場合において入札の方法により競争に付するときは、その注文者が定める予定価格の十分の八に満たない価格をもつてなした入札は、他の法令の規定にかかわらず、無効とする。但し、注文者が当該入札価格が明らかに正当な基礎に基づいて算出されたものであると認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、政令で定める軽微な公共工事については、適用しない。

第二十一条第一項中「（昭和二十七年法律第百八十四号）」を削る。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

理 由

現下の公共工事の施行の実情にかんがみ、公共工事の請負契約を競争入札に付する場合において、不当に低い価格による落札を認めないこととし、もつて公共工事の適正な施行を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。